

安平町まちづくり基本条例策定に向けた まちづくりフォーラム

2月20日 追分公民館で『安平町まちづくりフォーラム』が開催され、札幌大学千葉博正教授の基調講演やワークショップが行われました。ワークショップでは約60人の出席者を6グループに分けて活発な意見や提言が出されました。



基調講演をする
千葉教授

基調講演（千葉博正教授）
「まちづくりは人のネットワーク」（要約）

本州の事例が必ずしも北海道に向いているとは限らない。民意が本当に反映しているか、一つの取り組みが他の事業に波及しているかを議論することは重要。まちづくりは人づくりで人のネットワークが大切である。実践から学ぶことも必要で、まちづくり活動は実践から始まると言える。岩手県雫石町は地元出身者を誘致しNPO事務局長として人材不足の問題を解消した。人を集めるため、一日中楽しめる「たまり場」を設ける必要がある、例としてカナダのバンクーバーでは図書館で飲食ができ、帯広屋台村は新たにビジネスを始める人の実習の場になっている。住民の合意形成が図れるようなまちづくりを目指すことが求められている。



ワークショップ（要約）

第1グループ

人材育成が課題。商工会では後継者対策や空き店舗が目立つ。町の人が楽しめる場所を設置する。交通システムでは受益者負担の検討も必要。町民の高齢化に伴い宅配サービスの実施も課題となる。

第2グループ

行政は住民の力を活用し、住民自治の意識づけを行う必要がある行政と町内会・自治会の具体的な役割分担を明確にすることが必要。町全体の人が集まる機会を作っていく。

第3グループ

安平地区には直売所、交流センター等ができたことで交流の機会が増え、感謝している。地域が楽しくなり、一体感のある活動を実施していく。

まちづくり基本条例について

まちづくり基本条例とは

町が行っていく「まちづくり」や「地域課題」への対応について、誰がどのような役割を担い、どのような方法きめていくかなど、自治の仕組みの基本ルールを定めるものです。

まちづくり基本条例がなぜ必要なのか

地方分権の進展により、町の位置づけが国や北海道などと対等なものとなり、これにより、全国一律の行政サービスではなく地域の特性やニーズに応える形で行うことができるようになりました。「自己決定」や「自己責任」に基づく、個性ある安平町のまちづくりを進めるため、安平独自のルールが必要になってきました。

この条例でどのようなことを定めるのですか

- ・安平町のまちづくりの基本理念や情報の公開と共有
- ・町民の権利や義務、参画と協働、行政の責務
- ・行政と住民による協働のまちづくりの「ルール」や「仕組み」
- ・地域コミュニティ活動、町内団体の活性化のための「ルール」や「仕組み」

まちづくりには仕組みづくりが必要で、特色を活かす取り組みを進める。

第4グループ
地域の連携を強め、各種団体の活性化のため人材の確保を図る。ライトアップし、街中の景観を良くすることで人が外に出る対策を図る。

第5グループ
行政と住民の関わり方を考

え、住民の中に入って話し合うことが大切。町職員が退職後、地域に入る。転入した人の地域への勧誘も必要である。

第6グループ
転入者が入りやすい雰囲気づくりを推進し、町内会行事などに若い人を集める工夫が必要。気軽に挨拶できる環境を作る。